

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年10月22日（火） 号外第81号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（58）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 企業局管理規程	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 2

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第58号

令和6年第14回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年10月22日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出状況について
  - (2) その他

## 企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(賠償責任を有する職員の指定) 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略

#### 附 則

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。